

# 山口県報

平成19年  
3月30日  
(金曜日)

## 目次

規則  
山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)……………

山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第三十二号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び室」を「、室及び分室」に、「出納局」を「会計管理局」に、「総合政策局」を「総務部」に、

「第一目 東京事務所(第十八条の二―第十八条の四)

「第二目 セミナーパーク(第十八条の五―第十八条の七)」を

「第一目 県税事務所(第十九条―第二十一条)

「第二目 消防学校(第二十二―第二十四条)

「第三目 少年消防クラブ会館(第二十五条―第二十六条)

「第四目 防災行政連絡所(第二十七条―第二十九条)

「政策部」に、

- 「第一目 削除
- 「第二目 削除
- 「第三目 削除
- 「第四目 削除
- 「第五目 削除
- 「第六目 県税事務所(第三十二―第三十五条)
- 「第七目 消防学校(第三十六―第三十八条)
- 「第八目 少年消防クラブ会館(第三十八―第三十九条の二・第三十八条の三)
- 「第九目 防災行政連絡所(第三十九―第四十三条)
- 「第一目 東京事務所(第三十―第三十二条)
- 「第二目 セミナーパーク(第三十三―第三十五条)」に、「(第四十三条の二―第四十三条の四)」を、「(第三十六―第三十八条)」に、「きららスポーツ交流公園管理事務所(第四十三条の五―第四十三条の八)」を、「山口きらら博記念公園管理事務所(第三十九―第四十二条)」に、「(第四十三条の九・第四十三条の十)」を、「(第四十三条・第四十三条の二)」に、
- 「第四目 県民文化ホール(第四十七条の四―第四十七条の五)
- 「第五目 芸術村(第四十七条の五の二―第四十七条の五の四)
- 「第六目 県民芸術文化ホール(第四十七条の五の五―第四十七条の五の七)
- 「第七目 男女共同参画相談センター(第四十七条の五の八・第四十七条の五の九)
- 「第八目 大内寮(第四十七条の五の十一―第四十七条の五の十二)
- 「第九目 動物愛護センター(第四十七条の五の十三―第四十七条の五の十五)
- 「第十目 自然公園施設(第四十七条の六―第四十七条の八)
- 「第十一目 自然観察公園(第四十七条の八の二―第四十七条の八の四)
- 「第十二目 自然観察公園(第四十七条の八の二―第四十七条の八の四)」に、
- 「環境保健研究センター」を「環境保健センター」に、

に、「総務部」を「総合

を

を

|   |       |  |
|---|-------|--|
| 総 | 政策企画課 | <p>「第四目 農業大学校（第八十五条―第八十七条）」を<br/>                 「第五目 農業試験場（第八十八条―第九十条）」に、<br/>                 「第四目 農林総合技術センター（第八十五条―第八十九条）」に、<br/>                 「第五目 農業大学校（第九十条―第一百零二条）」に、<br/>                 「第八目 削除」を「第二百十八条」に、<br/>                 「第九目 削除」を「第二百十八条」に、<br/>                 「第十目 削除」を「第二百十八条」に、<br/>                 「第十一目 大島農地建設事務所（第二百十八条の二―第二百十八条の六）」を「第二百十八条の六」に、<br/>                 「第十二目 削除」を「第二百十八条の六」に、<br/>                 「第十三目 家畜保健衛生所（第二百十九条―第二百二十六条）」を「第二百十九条」に、<br/>                 「第十四目 畜産試験場（第二百二十七条―第二百三十条）」を「第二百二十七条」に、<br/>                 「第十五目 削除」を「第二百二十七条」に、<br/>                 「第十六目 削除」を「第二百二十七条」に、<br/>                 「第十七目 削除」を「第二百二十七条」に、<br/>                 「第十八目 林業指導センター（第二百四十二条―第二百四十二条の四）」を「第二百四十二条の四」に、<br/>                 「第十九目 二十一世紀の森施設（第二百四十二条の五―第二百四十二条の七）」を「第二百四十二条の五」に、<br/>                 「第二十目 水産研究センター（第二百四十三条―第二百四十五条）」を「第二百四十三条」に、<br/>                 「第二十一目 栽培漁業センター（第二百四十六条―第二百四十七条の二）」を「第二百四十六条」に、<br/>                 「第八目 家畜保健衛生所（第二百十九条―第二百三十八条）」を「第二百十九条」に、<br/>                 「第九目 二十一世紀の森施設（第二百三十九条―第二百四十一条）」を「第二百三十九条」に、<br/>                 「第十目 水産研究センター（第二百四十二条―第二百四十四条）」を「第二百四十二条」に、<br/>                 「第十一目 栽培漁業センター（第二百四十五条―第二百四十七条）」を「第二百四十五条」に、<br/>                 第一条中「出納長」を「会計管理者」に改める。<br/>                 第三条第一号中「第七十一条第六項」を「第七十一条第五項」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。<br/>                 第八条第一項の表総合政策局の部を削り、同表総務部の部学事文書課の項中「文書収発班 私学振興班」を「私学振興班」に改め、同部財政課の項を削り、同部税務課の項中「課税班」を「課税班 システム開発班」に改め、同部防災危機管理課の項中「危機管理班 防災班 消防班」を「消防班 防災班 危機管理班」に改め、同部の次に次のように加える。</p> |
|---|-------|--|

| 政 合                   |  | 総   |   |
|-----------------------|--|---|---|
| 報 広                   | 課 政 財  | 課 画 企 策 政   | 報 廣   |
| 二 一 県行政の広報及び広聴に関する事項。 | 七 一 県財政の計画及び調査に関する事項。<br>二 予算の編成及び執行に関する事項。<br>三 県債に関する事項。<br>四 県の地方交付税に関する事項。<br>五 基金に関する事項。<br>六 県議会に関する事項。<br>七 当せん金付証券の発売に関する事項。 | 八 一 県の総合的な政策の企画及び調整に関する事項。<br>二 県の総合計画の策定に関する事項。<br>三 知事の特命事項に関する事項。<br>四 庁議、政策企画会議及び部課長会議に関する事項。<br>五 知事会及び府政要望に関する事項。<br>六 県の施策の推進に関する他の部局の主管に属しない事項に関する事項及び部局間の調整に関する事項。<br>七 東京事務所に関する事項。<br>八 セミナーパークに関する事項。 | 二 一 県行政の広報及び広聴に関する事項。<br>二 県行政に係る請願、陳情及び相談の総括的処理に関する事項。 |

第八条第一項の表環境生活部の部国民文化祭推進室の項を削り、同部環境政策課の項中「地域環境創造班」を「温暖化対策班」に改め、同部自然保護課の項中「自然公園班」を「自然共生推進班」に改め、同表健康福祉部の部医療保険課の項中「医療企画班」を「医療企画班 医師確保対策班」に改め、同部障害者支援課の項中「指導班」を「調整班」に、「社会参加推進班」を「社会参加推進班 全国障害者スポーツ大会準備班」に改め、同表農林水産部の部団体指導室の項中「漁協合併指導班」を削り、同条第三項中「政策企画課、人事課」を「人事課、政策企画課」に改める。  
 第九条第一項の表総合政策局の部及び同表総務部の部財政課の項を削り、同部の次に次のように加える。

| 部 策 政 合 |                                       |           |       |
|---------|---------------------------------------|-----------|-------|
| 秘 書 課   | 統 計 分 析 課                             | 広 報 広 聴 課 | 財 政 課 |
|         | 普及班 統計資料班 人口統計班 商工労働統計班 経済学事統計班 調査分析班 | 広聴企画班 広報班 |       |

| 部                 |     | 策  |
|-------------------|-----|--|
| 課書秘               | 統 計 | と。   |
|                   | 分 析 | 三 市町その他の広報関係機関との連絡調整に関すること。<br>四 県民相談室及び刊行物センターに関すること。 |
| 知事及び副知事の秘書に関すること。 |     |  |

第九条第一項の表地域振興部の地域政策課の項第六号中「スポーツ交流公園」を「山口きらら博記念公園」に改め、同表環境生活部の部文化振興課の項第四号中「県民文化ホール」を「美術館、県民文化ホール」に改め、同部国民文化祭推進室の項を削り、同表健康福祉部の部厚政課の項第八号中「環境保健研究センター」を「環境保健センター」に改め、同表農林水産部の部農林水産政策課の項に次の一号を加える。

六 農林総合技術センターに関すること。

第九条第一項の表農林水産部の部農業振興課の項第八号及び第九号中「普及指導」を「普及指導活動」に改め、同項第十四号中「農業試験場及び」を削り、同部農村整備課の項第十八号を削り、同部畜産振興課の項第十号中「及び畜産試験場」を削り、同部森林企画課の項第十一号中「林業指導センター及び」を削る。

第十条中「（総合政策局にあつては、総合政策局長）」を削る。

第十一条中「又は局長」を削る。

第十二条の見出しを削り、同条第一項の表部の項中「又は局長」及び「又は局次長」を削る。

「第二節 出納局」を「第二節 会計管理局」に改める。

第十四条中「第七十一条第六項」を「第七十一条第五項」に、「出納長」を「会計管理者」に、「出納局」を「会計管理局」に改める。

第十五条第一項中「出納局」を「会計管理局」に改め、同項の表会計課の項中「指導検査班 システム開発班 審査班」を「審査指導班 システム開発班」に改め、同条第二項中「出納局」を「会計管理局」に改める。

第十七条中「出納長」を「会計管理者」に、「出納局長」を「会計管理局长」に改める。

第十八条の見出しを削り、同条第二項中「課」の下に「調整監」を加え、同条第

三項中「出納局長は、副出納長」を「会計管理局长は、会計管理者」に改め、同条第五項中「主幹」を「調整監、主幹」に改める。

第三章第一節第一款及び同節第二款第一目から第五目までを削る。

第三十二条を第十九条とし、第三十三条を第二十条とし、第三十四条を第二十一条とし、第三十五条を削る。

第三章第一節第二款第六目を同条第一目とする。

第三十六条を第二十二條とし、第三十六条の二を第二十三條とし、第三十七條を第二十四條とし、第三十八條を削る。

第三章第一節第二款第七目を同条第二目とする。

第三十八條の二を第二十五條とし、第三十八條の三を第二十六條とする。

第三章第一節第二款第八目を同条第三目とする。

第三十九條を第二十七條とし、第四十條を第二十八條とし、第四十一條を第二十九條とし、第四十二條及び第四十三條を削る。

第三章第一節第二款第九目を同条第四目とする。

第三章第一節第二款を同節第一款とし、同条の次に次の一款を加える。

第二款 総合政策部に属する出先機関

第一目 東京事務所

（設置）

第三十條 国会、内閣、各省その他国の機関等との緊密な連絡並びに県の観光及び物産の振興を図り、もつて県の行政の円滑な処理に資するため、東京事務所を置く。

（名称及び位置）

第三十一條 東京事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名   | 称     | 位       | 置 |
|-----|-------|---------|---|
| 山口県 | 東京事務所 | 東京都千代田区 |   |

（所掌事務）

第三十二條 東京事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

一 国会、内閣、各省その他国の機関との連絡に関すること。

二 全国知事会その他の団体との連絡に関すること。

三 情報及び資料の収集並びに通報に関すること。

四 県内の観光地及び物産の宣伝、紹介等に関すること。

五 県内への就職に係る職業紹介等に関すること。

六 企業等の誘致に関すること。

第二目 セミナーパーク

(名称及び位置)

第三十三条 山口県セミナーパーク条例(平成七年山口県条例第二号)第一条の規定により設置されたセミナーパークの名称及び位置は、次のとおりである。

| 名   | 称       | 位 | 置  |
|-----|---------|---|----|
| 山口県 | セミナーパーク | 山 | 口市 |

(業務)

第三十四条 セミナーパークの業務は、次のとおりである。

- 一 地方自治に関する研修に関すること。
- 二 社会福祉に関する研修に関すること。
- 三 介護及び福祉用具に関する相談及び情報提供に関すること。
- 四 生涯学習に関する相談及び情報提供に関すること。
- 五 生涯学習に関する調査及び研究に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、県民の学習活動及び交流を促進するために必要な業務に関すること。

(指定管理者による管理)

第三十五条 セミナーパークの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、財団法人山口県ひとつくり財団により行われる。

- 一 前条各号に掲げる業務に関すること(知事が定めるものに限る。)
- 二 山口県セミナーパーク条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
- 三 山口県セミナーパーク条例第五条の許可をすること。
- 四 山口県セミナーパーク条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- 五 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 第四十三條の二を第三十六條とし、第四十三條の三を第三十七條とし、第四十三條の四を第三十八條とする。
- 「第二目 きららスポーツ交流公園管理事務所」を、「第一目 山口きらら博記念公園管理事務所」に改める。
- 第四十三條の五中、「山口県立きららスポーツ交流公園」を、「山口きらら博記念公園」

に、「きららスポーツ交流公園管理事務所」を、「山口きらら博記念公園管理事務所」に改め、同条を第三十九条とする。

第四十三條の六中、「きららスポーツ交流公園管理事務所」を、「山口きらら博記念公園管理事務所」に改め、同条の表中「山口県きららスポーツ交流公園管理事務所」を「山口きらら博記念公園管理事務所」に改め、同条を第四十条とする。

第四十三條の七中、「きららスポーツ交流公園管理事務所」を、「山口きらら博記念公園管理事務所」に改め、同条を第四十一条とする。

第四十三條の八の表管理課の項第三号中、「スポーツ交流公園」を、「山口きらら博記念公園」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十三條の九を第四十三條とし、第四十三條の十を第四十三條の二とする。

第三章第一節第四款中第十一目を第十二目とし、第四目から第十目までを一目ずつ繰り下げ、第三目の次に次の一目を加える。

第四目 美術館

(名称及び位置)

第四十七條の三の二 山口県立美術館条例(昭和五十四年山口県条例第二号)第一条の規定により設置された美術館の名称及び位置は、次のとおりである。

| 名   | 称           | 位 | 置  |
|-----|-------------|---|----|
| 山口県 | 立美術館        | 山 | 口市 |
| 山口県 | 立秋美術館・浦上記念館 | 萩 | 市  |

(分課)

第四十七條の三の三 山口県立美術館に次の課を置く。

- 総務課
- 学芸課
- 普及課
- 2 山口県立秋美術館・浦上記念館に次の課を置く。
  - 総務課
  - 学芸課
- (分掌事務)
- 第四十七條の三の四 課の分掌事務は、次のとおりとする。

|     |  |
|-----|--|
| 課   | 分 掌 事 務  |
| 総務課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 庶務に関すること。</li> <li>二 広報に関すること。</li> <li>三 美術館の施設の使用の許可に関すること。</li> <li>四 他の課の所管に属しない事項に関すること。</li> </ul>  |
| 学芸課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 美術品等の収集、貸出し、保管及び展示に関すること。</li> <li>二 収集美術品等の熟覧、模写、模造又は撮影の許可に関すること。</li> <li>三 美術品等に関する専門的及び技術的調査研究に関すること。</li> </ul>  |
| 普及課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 美術その他の芸術に関する講演会、講習会、映画会、研究会等の開催に関すること。</li> <li>二 利用者に対する指導、助言及び援助に関すること。</li> <li>三 解説書、目録、年報、調査研究の報告書等の作成、配付等に関すること。</li> <li>四 美術その他の芸術に関する学校教育及び生涯学習の支援に関すること。</li> <li>五 美術その他の芸術の普及に関すること。</li> </ul> |

2 山口県立秋美術館・浦上記念館の学芸課は、前項に規定する分掌事務のほか、同項に規定する普及課の事務を分掌する。

「第五目 環境保健研究センター」を「第五目 環境保健センター」に改める。

第五十七条中「山口県環境保健研究センター条例」を「山口県環境保健センター条例」に、「環境保健研究センターの」を「環境保健センターの」に改め、同条の表中

「山口県環境保健研究センター」を「山口県環境保健センター」に改める、同条の表中第五十八条中「環境保健研究センター」を「環境保健センター」に、

「生物学部  
理化学部  
大気部  
水質部」を「保健科学部  
環境科学部」に改める。

第五十九条の表生物学部の項及び理化学部の項を次のように改める。

|       |   |
|-------|---|
| 保健科学部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 感染症に関する検査、調査及び研究に関すること。</li> <li>二 食品衛生及び環境衛生に関する生物学的、生化学的及び病理学的検査、調査及び研究に関すること。</li> <li>三 疾病に関する生化学的及び病理学的検査、調査及び研究に関すること。</li> <li>四 食品及び食品衛生に関する理化学的検査、調査及び研究に関すること。</li> <li>五 医薬品その他の薬務に関する化学的検査、調査及び研究に関すること。</li> </ul>  |
| 環境科学部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 大気中の汚染物質及び悪臭物質、騒音、振動並びに環境中の放射能に関する調査及び研究に関すること。</li> <li>二 テレメーターステムによる大気汚染の監視及び大気汚染に関する緊急時の措置並びにテレメーター設備、大気汚染観測設備等の監理に関すること。</li> <li>三 水質汚濁及び土壌中の有害物質に関する調査及び研究に関すること。</li> <li>四 環境影響評価技法に関すること。</li> <li>五 水道水その他の飲料水に関する検査、調査及び研究に関すること。</li> <li>六 廃棄物に関する調査及び研究に関すること。</li> <li>七 温泉に関する化学的検査、調査及び研究に関すること。</li> <li>八 その他環境の保全に関する調査及び研究に関すること。</li> </ul> |

第五十九条の表大気部の項及び水質部の項を削る。

第五十九条の七第一項の表精神神経科の項に次の四号を加える。

六 患者の看護に関すること。

七 患者の栄養指導に関すること。

八 患者の給食に関すること。

九 栄養の統計調査に関すること。

第五十九条の七第二項第十号及び第十一号を削る。

第一百三十三条の表総務課の項第五号中「措置を受けた」を「入園した」に改める。

第一百十号から第一百一十号の二までを次のように改める。



|   |   |   |   |   |   |  |
|---|---|---|---|---|---|--|
| 課 | 分 | 掌 | 事 | 務 |   |  |
|   |   |   |   |   | <p>(業務)</p> <p>第一百十条 山口県松光園の業務は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 ろろあ児の入所及びその保護に関する事。</li> <li>二 ろろあ児の給食に関する事。</li> <li>三 ろろあ児の生活指導及び職業指導に関する事。</li> <li>四 ろろあ児の措置の解除及び延長の手續に関する事。</li> <li>五 ろろあ児の記録に関する事。</li> <li>六 短期入所を提供すること。</li> </ol> <p>第一百十一條及び第一百十一條の二 削除</p> <p>第一百十一條の四第一号中「措置を受けた」を削り、「の児童」を「のある児童」に、「保護」を「入所及びその保護」に改める。</p> <p>第一百七十七條の表山口県岩国農林事務所の項中「畜産指導班」を削り、同表山口県田布施農林事務所の項中「事業課」を「事業第一課 事業第二課」に改め、「畜産指導班」及び「保健衛生班 防疫班」を削り、同表山口県周南農林事務所の項中「畜産指導班」を削り、同表山口県美祢農林事務所の項中「畜産指導班」及び「保健衛生班 防疫班」を削り、同表山口県長門農林事務所の項中「畜産指導班」を削り、同表山口県秋農林事務所の項中「畜産指導班」及び「保健衛生班 防疫班」を削る。</p> <p>第三章第一節第七款第五目の目名を削る。</p> <p>第八十六條から第九十條までを削り、第八十五條を第九十條とする。</p> <p>第九十一條から二百條までを次のように改める。</p> <p>(分課)</p> <p>第九十一條 農業大学校に次の課を置く。</p> <p>教務課</p> <p>園芸課</p> <p>畜産課</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第九十二條 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> |  |

|   |  |  |  |     |     |               |       |   |     |       |                                 |       |             |       |                       |
|---|--|--|--|-----|-----|---------------|-------|---|-----|-------|---------------------------------|-------|-------------|-------|-----------------------|
| 畜産課   | 園芸課  | 教務課  |  |     |     |               |       |   |     |       |                                 |       |             |       |                       |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>一 酪農経営に関する教育に関する事。</li> <li>二 肉用牛経営に関する教育に関する事。</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>一 野菜経営に関する教育に関する事。</li> <li>二 花き経営に関する教育に関する事。</li> <li>三 果樹経営に関する教育に関する事。</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>一 教育に関する企画及び調整に関する事。</li> <li>二 教務に関する事。</li> </ol> | <p>第九十三條から二百條まで 削除</p> <p>第三章第一節第七款中第四目を第五目とし、第三目の次に次の一目を加える。</p> <p>第四目 農林総合技術センター</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第八十五條 山口県農林総合技術センター条例(平成十九年山口県条例第五号)第一條の規定により設置された農林総合技術センターの名称及び位置は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名 称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">位 置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">山口県農林総合技術センター</td> <td style="text-align: center;">山 口 市</td> </tr> </table> <p>(分課)</p> <p>第八十六條 農林総合技術センターに、総務課、経理課、企画情報室、経営技術研究室及び食品加工研究室並びに次の表の上欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の下欄に掲げる課又は室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">部</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">課・室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農業技術部</td> <td style="text-align: center;">技術指導室 土地利用作物研究室 園芸作物研究室 資源循環研究室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農業研修部</td> <td style="text-align: center;">教務課 園芸課 畜産課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">畜産技術部</td> <td style="text-align: center;">家畜改良研究室 放牧環境研究室 育成業務課</td> </tr> </table> | 名 称 | 位 置 | 山口県農林総合技術センター | 山 口 市 | 部 | 課・室 | 農業技術部 | 技術指導室 土地利用作物研究室 園芸作物研究室 資源循環研究室 | 農業研修部 | 教務課 園芸課 畜産課 | 畜産技術部 | 家畜改良研究室 放牧環境研究室 育成業務課 |
| 名 称   | 位 置  |  |  |     |     |               |       |   |     |       |                                 |       |             |       |                       |
| 山口県農林総合技術センター   | 山 口 市  |  |  |     |     |               |       |   |     |       |                                 |       |             |       |                       |
| 部   | 課・室  |  |  |     |     |               |       |   |     |       |                                 |       |             |       |                       |
| 農業技術部   | 技術指導室 土地利用作物研究室 園芸作物研究室 資源循環研究室  |  |  |     |     |               |       |   |     |       |                                 |       |             |       |                       |
| 農業研修部   | 教務課 園芸課 畜産課  |  |  |     |     |               |       |   |     |       |                                 |       |             |       |                       |
| 畜産技術部   | 家畜改良研究室 放牧環境研究室 育成業務課  |  |  |     |     |               |       |   |     |       |                                 |       |             |       |                       |

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 林業技術部 | 緑化種苗課 | 林業研修室 | 林業研究室 |
|-------|-------|-------|-------|

(分場)  
 第百八十七条 農業技術部に分場を置く。  
 2 分場の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称             | 位 置      |
|-----------------|----------|
| 徳 佐 寒 冷 地 分 場   | 阿武郡阿東町   |
| 大 島 柑 き つ 試 験 場 | 大島郡周防大島町 |
| 萩 柑 き つ 試 験 場   | 萩 市      |
| 美 東 原 種 農 場     | 美祢郡美東町   |
| 花 き 振 興 セ ン タ ー | 柳 井 市    |

(分掌事務)  
 第百八十八条 課及び室(部に置かれた課及び室を除く。)並びに部の分掌事務は、次のとおりとする。

| 課・室・部 | 分 掌 事 務   |
|-------|---|
| 総務課   | 一 庶務に関すること(経理課の主管に属するものを除く。)<br>二 農林総合技術センターの事務の企画及び調整に関すること。<br>三 施設及び設備の管理保全に関すること。<br>四 財産の取得、管理及び処分に関すること。<br>五 生産品の管理及び処分に関すること。 |
| 経理課   | 一 予算経理に関すること。<br>二 物品の調達、出納、保管及び処分に関すること。   |
| 企画情報室 | 一 研究業務に関する企画及び調整に関すること。<br>二 研究成果の公表に関すること。<br>三 農業並びに森林及び林業に関する情報及び資料の収集及び提供   |

| 農業技術部  | 食品加工研究室  | 経営技術研究室  | 農業研修部                   |
|--|--|--|-------------------------|
| 一 農業及び林業の経営の研究に関すること。<br>二 営農システム及び農村計画の研究に関すること。<br>三 農業の機械化の研究に関すること。<br>四 農業技術の体系化の研究に関すること。<br>五 鳥獣被害の防止の研究に関すること。 | 一 農林産物を活用した食品の加工、品質の管理等に関する研究に関すること。<br>二 水産物を活用した食品の加工に関する研究に関すること。 | 一 研究成果の普及に関すること。<br>二 農業経営及び農村生活の改善並びにその普及指導活動に関すること。<br>三 農業及び生活技術の基本的事項についての連絡調整に関すること。<br>四 農業普及指導員の研修に関すること。<br>五 水稲及び牧草の品種育成及び優良種苗の増殖に関すること。<br>六 水稲及び牧草の遺伝資源の収集及び保存並びに評価に関すること。<br>七 稲、麦、大豆及び特用作物の栽培の研究に関すること。<br>八 園芸作物の品種育成及び優良種苗の増殖に関すること。<br>九 園芸作物の遺伝資源の収集及び保存並びに評価に関すること。<br>十 野菜及び落葉果樹の栽培の研究に関すること。<br>十一 土壌、肥料及び地力の研究に関すること。<br>十二 農作物の栄養生理の研究に関すること。<br>十三 土壌等の依頼分析に関すること。<br>十四 農作物病害の研究に関すること。<br>十五 農作物害虫の研究に関すること。<br>十六 病害虫の防除及び発生予察の研究に関すること。<br>十七 病害虫防除所との連絡調整に関すること。 | 一 農業の担い手育成のための研修に関すること。 |

|   |   |                             |
|---|---|-----------------------------|
| <p>一 林木の優良品種の選択、育成及び次代検定に関すること。<br/>                 二 林業用種子の調製及び発芽検定に関すること。<br/>                 三 林地及び樹園地の管理に関すること。</p> | <p>畜産技術部</p> <p>一 繁殖牛、素牛及び肉牛の能力の研究に関すること。<br/>                 二 肉用牛の改良増殖及び育成技術の研究に関すること。<br/>                 三 家畜衛生及び家畜防疫の研究に関すること。<br/>                 四 家畜人工授精用精液の調整、保管及び配布に関すること。<br/>                 五 種雄牛の管理及び農林総合技術センター内の家畜の保健衛生に関すること。<br/>                 六 牛の能力の検定及び調査に関すること。<br/>                 七 育種技術及び遺伝形質の研究に関すること。<br/>                 八 種畜及び種卵の配布に関すること。<br/>                 九 受精卵移植技術及びその応用技術の研究に関すること。<br/>                 十 受精卵の調整、保管及び配布に関すること。<br/>                 十一 放牧経営管理技術の研究に関すること。<br/>                 十二 放牧牛の育成技術及び飼養管理技術の研究に関すること。<br/>                 十三 放牧草地の管理技術の研究に関すること。<br/>                 十四 家畜のふん尿処理技術及び飼養環境の研究に関すること。<br/>                 十五 豚及び鶏の飼養管理技術の研究に関すること。<br/>                 十六 酪農の生産性向上の研究に関すること。<br/>                 十七 種豚及び種鶏の維持に関すること。<br/>                 十八 畜産物の品質管理の研究に関すること。<br/>                 十九 草地の造成及び管理の技術の研究に関すること。<br/>                 二十 草地に関する施設及び作業機械の研究及び管理に関すること。<br/>                 二十一 粗飼料の栽培及び利用の研究に関すること。<br/>                 二十二 飼料の品質、成分及び安全性の研究に関すること。<br/>                 二十三 農林総合技術センター内で使用する粗飼料の供給に関すること。<br/>                 二十四 畜産に関する研修に関すること。<br/>                 二十五 育成管理施設及び入牧牛に関すること。</p> | <p>二 農業大学校との連絡調整に関すること。</p> |
|---|---|-----------------------------|

|   |                 |                |           |  |
|---|-----------------|----------------|-----------|--|
| <p>萩柑きつ試験場</p>  | <p>大島柑きつ試験場</p> | <p>徳佐寒冷地分場</p> | <p>分場</p> | <p>林業技術部</p> <p>四 環境緑化に係る技術指導に関すること。<br/>                 五 緑化樹木の養成及び配布に関すること。<br/>                 六 森林及び林業に関する技術指導及び経営指導並びに研修に関すること。<br/>                 七 林業に関する指導者の研修及び養成に関すること。<br/>                 八 林業機械化の研修及び指導に関すること。<br/>                 九 森林の更新及び保育の研究に関すること。<br/>                 十 森林資源調査法の研究に関すること。<br/>                 十一 森林保全の研究に関すること。<br/>                 十二 森林及び樹木の生理及び生態の研究に関すること。<br/>                 十三 森林及び樹木の病害虫の研究に関すること。<br/>                 十四 林業の生産技術の研究に関すること。<br/>                 十五 特用林産の研究に関すること。<br/>                 十六 森林バイオマスの利用技術の研究に関すること。<br/>                 十七 木材の利用技術の研究に関すること。</p> |
| <p>（分場の業務）<br/>                 第百八十九条 分場の業務は、次の表の上欄に掲げる分場の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> |                 |                |           | <p>業 務</p> <p>一 寒冷地帯の園芸作物の研究に関すること。<br/>                 二 種苗の生産及び配布に関すること。<br/>                 一 柑きつ等の栽培の研究に関すること。<br/>                 二 柑きつ等の苗木の生産及び配布に関すること。<br/>                 三 柑きつ等に関する普及指導活動に関すること。<br/>                 四 柑きつ等の土壌及び肥料の研究に関すること。<br/>                 五 柑きつ等の樹園地造成の研究に関すること。<br/>                 六 柑きつ等の病害虫及びその防除の研究に関すること。</p>  |



|          |   |
|----------|---|
| 美東原種農場   | <p>一 稲、麦、大豆等の優良な種子の生産技術の研究に関すること。</p> <p>二 稲、麦、大豆等の原原種及び原種の生産及び配布に関すること。</p> <p>三 稲、麦、大豆等の品種の展示等に関すること。</p>   |
| 花き振興セクター | <p>一 花きの栽培の研究に関すること。</p> <p>二 花きの品種の展示及び栽培技術の実証に関すること。</p> <p>三 花きの生産及び流通に関する研修に関すること。</p> <p>四 花きの生産及び流通に関する情報並びに資料の収集及び提供に関すること。</p> <p>五 花きに関する普及指導活動に関すること。</p> |

第二百一条の見出しを「(名称及び位置)」に改める。

第三章第一節第七款第八目から第十目までの目名を削る。

第二百七条から第二百八条までを次のように改める。

第二百七条から第二百八条まで 削除

第三章第一節第七款第十一目及び第十二目を削る。

第二百二十二条第一項を次のように改める。

家畜保健衛生所に次の課を置く。

畜産振興課

保健防疫課

第三章第一節第七款第十四目から第十八目までの目名を削る。

第二百二十四条から第二百三十八条までを次のように改める。

第二百二十四条から第二百三十八条まで 削除

第二百三十九条から第二百四十二条の四までを削る。

第三章第一節第七款第十三目を同款第八目とする。

第二百四十二条の五を第二百三十九条とし、第二百四十二条の六を第二百四十条とし、第二百四十二条の七を第二百四十一条とする。

第三章第一節第七款第十九目を同款第九目とする。

第二百四十三条を第二百四十二条とし、第二百四十四条を第二百四十三条とし、第二百四十五条を第二百四十四条とする。

第三章第一節第七款第二十目を同款第十目とする。

第二百四十六条を第二百四十五条とし、第二百四十七条を第二百四十六条とし、第二百四十七條の二を第二百四十七条とする。

第三章第一節第七款第二十一目を同款第十一目とする。

第二百四十九条の表宇部土木建築事務所の項中、「工務第二課」を「工務第二課 工務第三班」に、

工務第二課 工務班

工務第三課 ダム管理・工務班

「工務第二課 ダム管理・工務班」に改め、同表長門土木建築事務所の項中、「工務 課 工務第一班 工務第二班」を

工務第一課 工務第一班 工務第二班

「工務第一課 ダム管理・工務班」に改め、「湯免ダム建設班」を

工務第一課 ダム管理・工務班

削り、同表萩土木建築事務所の項中、「用地第一班 用地第二班」を「用地班」に改める。

第二百五十条第三項中、「山口土木建築事務所」の下に「及び萩土木建築事務所」を加え、「及び萩土木建築事務所の工務課」を「の工務第一課」に改め、同条第四項中、「徳山土木建築事務所、山口土木建築事務所及び宇部土木建築事務所の工務第三課」を「周南土木建築事務所及び山口土木建築事務所の工務第三課並びに宇部土木建築事務所、長門土木建築事務所及び萩土木建築事務所の工務第二課」に改める。

第二百六十九条の八の表用地課の項を削る。

第二百六十九条の九の表総務課の項に次の一号を加える。

三 土地等の取得及び使用並びに物件の移転並びにこれらに伴う登記及び損失の補償に関すること。

第二百六十九条の九の表用地課の項を削る。

第二百九十七条第一項の表出先機関の項中、「所長 場長」を「所長」に改め、同条第三項の表出先機関の項中、「主任 事務主任」を「主任」に改める。

第三百一条第一号の表中

|         |  |     |
|---------|--|-----|
| 結核診査協議会 | 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第四十八条第一項の規定による従業禁止命令及び入所命令並びに結核患者の医療費の申請に関する必要な事項の審議に関する事務 | 保健所 |
| 感染症診査協議 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四  |     |

を

